

## ホテルヒカリ 宿泊約款

この宿泊約款（以下「本約款」といいます。）は、ホテルヒカリ（以下「当ホテル」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約に適用されます。本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

### — 第1条（適用範囲）

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによる。
- 当ホテルは、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることがあり、この場合、当該特約が本約款に優先する。

### — 第2条（宿泊契約の申込み）

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出る。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日および到着予定時刻
  - 宿泊料金
  - 連絡先
  - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱うことがある。

### — 第3条（宿泊契約の成立）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立する。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りでない。

### — 第4条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次の場合には宿泊契約の締結に応じないことがある。

- 宿泊の申込みが本約款によらないとき
- 満室その他により客室の提供ができないとき
- 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他反社会的勢力に該当すると認められるとき
- 宿泊しようとする方が、旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき
- 宿泊に関し、暴力的要求行為または合理的な範囲を超える負担を求める行為があったとき
- 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- その他、法令により認められる事由があるとき

### — 第5条（宿泊客の契約解除権）

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除できる。
- 宿泊客の都合により宿泊契約の全部または一部が解除された場合、当ホテルは別表に定めるところによりキャンセル料を申し受ける。
- 宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻を著しく経過しても到着しない場合、当ホテルは、その宿泊契約が宿泊客により解除されたものとして処理することがある。

#### — 第6条（当ホテルの契約解除権）

---

当ホテルは、次の場合には宿泊契約を解除することがある。

1. 宿泊客が第4条第3号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき
2. 宿泊客が当ホテルの利用規則に従わないとき
3. 寝たばこ、消防用設備に対するいたずらその他火災予防上必要な指示に従わないとき
4. 宿泊料金の支払に応じないとき
5. その他、宿泊契約の継続が相当でないと当ホテルが判断する法令上または契約上の理由があるとき

#### — 第7条（宿泊の登録）

---

宿泊客は、宿泊日当日、フロントにおいて、次の事項を登録する。

1. 氏名、住所、連絡先
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍および旅券番号
3. 出発日および出発予定時刻
4. その他当ホテルが必要と認める事項

#### — 第8条（チェックイン・チェックアウト）

---

1. チェックイン時刻は13:00から、チェックアウト時刻は午前10:00までとする。
2. 前項の時刻を超えて客室を利用する場合は、当ホテルが別途定める追加料金を申し受けることがある。

#### — 第9条（料金の支払い）

---

1. 宿泊料金等の支払いは、フロントまたは当ホテルが指定する方法により行う。
2. 当ホテルの料金支払方法は、現金、クレジットカード、PayPay、楽天ペイ、au PAYその他当ホテルが別途定めるキャッシュレス決済方法とする。ただし一部宿泊プランについては現金のみのお支払いとなる場合がある。
3. 利用可能な決済方法および対象プランの詳細は、館内表示、公式ウェブサイトまたは予約時の案内等による。
4. 宿泊客が客室を使用できる状態となった後、任意に宿泊しなかった場合であっても、宿泊料金は申し受ける。

#### — 第10条（利用規則の遵守）

---

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定め、館内に掲示し、または備え付けた利用規則に従う。

#### — 第11条（宿泊継続の拒絶）

---

当ホテルは、宿泊期間中であっても、宿泊客が次のいずれかに該当する場合には、宿泊の継続を断ることがある。

1. 第4条各号のいずれかに該当するとき
2. 利用規則に違反したとき
3. 他の宿泊客または従業員に著しい迷惑または危険を及ぼすおそれがあるとき

#### — 第12条（当ホテルの責任）

---

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客がフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊客が出発のため客室を明け渡した時に終了する。
2. 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、当ホテルに故意または重過失がない場合には、通常生ずべき直接の損害の範囲で責任を負う。
3. 当ホテルは、インターネット接続環境の提供に努めるが、通信速度、安定性、常時接続またはすべての客室での利用可能性を保証しない。
4. 当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊客に客室の提供ができなくなった場合には、天災その他やむを得ない事由を除き、可能な範囲で同一または類似の条件による他の宿泊施設のあっせんに努める。この場合、客室の提供ができなくなった日以降の宿泊料金は申し受けない。

#### — 第13条（宿泊客の責任）

---

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客に、その損害を賠償していただくことがある。

#### — 第14条（忘れ物の取扱い）

---

1. 忘れ物は法令等に従い適切に取り扱う。
2. 宿泊客からの連絡または引取りの申出がない場合、保管開始日から2か月を目安に保管し、その後は法令等に照らし適切な方法で処分することがある。
3. 飲食物、衛生上・保管上支障のある物品等、長期保管が困難な物品はこの限りでない。

#### — 第15条（未成年者の宿泊）

---

未成年者のみで宿泊する場合には、当ホテルが必要と認めるときは、親権者その他法定代理人の同意書の提出をお願いすることがある。

#### — 第16条（本約款の改定）

---

当ホテルは、法令の改正または運営上の必要に応じて、本約款を改定することがある。改定後の内容は、当ホテルの公式ウェブサイトまたは館内掲示その他適切な方法により周知する。

#### — 別表（キャンセル料）

---

解除日	キャンセル料
宿泊日の前日	宿泊料金の50%
宿泊日当日	宿泊料金の100%
無連絡不泊	宿泊料金の100%

※宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の到着予定時刻を2時間経過しても到着しないときは、当ホテルは当該予約を無連絡不泊として取り扱うことがあります。

※列車、航空機、公共交通機関の遅延その他宿泊客の責めに帰することができない理由がある場合は、状況に応じて柔軟に対応します。